

玄海原子力発電所3号機第18回定期検査計画の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
 - ①非常用電源設備
 - ②常用電源設備
 - ③補助ボイラー
 - ④火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え
燃料集合体193体のうち、一部を新燃料に取り替える。

以 上